

市商連ニュース

令和4年7月1日 No.94

一般社団法人 川崎市商店街連合会

<https://k-shouren.jp/>

☎044-548-4107

行事における食品提供に関する取扱い

令和4年6月1日から行事における食品提供の取扱いが変わりました。

イベント等での仮設の店舗に営業許可・届出制度が導入されます。

営業者は、施設（屋台等）ごとに営業許可又は営業届出が必要になります。

仮設の店舗でも飲食店営業は、臨時的な行事に付随する範囲で出店が可能です。商店街におけるイベント等で年4回以内（1回あたり3日以内）であれば、「地域行事」として、臨時営業の許可及び営業届出は不要になります。（但し、営利活動と捉えられる出店の場合を除く）

行事等を計画されている商店街においては、事前に区役所衛生課にご相談ください。

詳しくは「行事における食品提供の手引き」をご覧ください。➡

【問合せ】各区役所衛生課まで



改正電子帳簿保存法

電子取引データのデータ保存が義務化されます！

令和4年1月より、改正電子帳簿保存法が施行され、国税関係の帳簿、書類のデータ保存について、抜本的な見直しが行われました。大きな改正点は、「電子取引」に関するデータ保存の義務化です。猶予期間として令和5年12月末までに行われた「電子取引」については、従来どおり紙での保存が認められましたが、令和6年1月からは、電子データでの保存が義務化されます。

自社及び取引先で電子的に授受する書類は「電子取引」として電子での保存が義務づけられます。具体的な「電子取引」とは、

・取引業者から請求書をPDFファイルでメールが送信されてきた・ネットショップなどで購入し、領収書がメールできた・備品購入など



で、QRコード決済などオンライン決済を行った、などです。電子取引に関するデータの保存義務化は、令和6年1月から対応しなければなりません。また、令和5年10月からは「インボイス制度」がスタートします。いまのうちから早めに準備しておくことをお勧めします。

商店街活動指針づくり

～市商連と連携して商店街活動指針づくりに取り組んでみませんか！～

商店街の活動の見直しや今後の商店街のあり方、活動方針などについて、商店街のメンバーと専門家を交えて検討会や意見交換などを通して、商店街の将来像を策定して、地域の住民や商店街の利用者に商店街の皆さんの考え方を情報発信するものです。

市商連が専門家（中小企業診断士等）を派遣します。これまでに市内12の商店街が取り組みました。「会員を増やしたい」、「今後の商店街の活動について悩んでいる」等の商店街の皆さん、一緒に取り組みましょう。専門家の派遣費用と成果物の印刷費は市商連で負担します。問合せ・申込みは市商連事務局まで。

じもと応援券（第3弾）の取扱い

7月4日（月）から「じもと応援券（第3弾）」電子商品券の利用が開始されます。

取扱い店舗に登録された皆さんの中で、決済方法等に不安がある方や、取扱いについて説明をしてほしいなどの要望がある方は、じもと応援券事務局までお問合せください。

Tel050-8880-9561